破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１０号
青森県三戸郡南部町大字坪渡字東あかね１番地78、前住所千葉県松戸市大金平３丁目152番地の１　ジュネパレス松戸第68―105号
債務者　中野　**隆**夫
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
青森地方裁判所八戸支部

平成２２年（フ）第２６号
群馬県太田市植木野町977番地３　植木野ハイツＡ―103号
債務者　山室　　忍
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第５５５号
奈良県橿原市大軽町150番地の２　マルヤマホーム202、前住所大阪府東大阪市新庄４丁目１番５―310号　２―310号
債務者　貞金　浩二
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５９６号
奈良県大和高田市田井新町８番31号
債務者　坂口さや香
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第８号
奈良県磯城郡川西町結崎406―１川西グリーンハイツ１階02号室、住民票上の住所奈良県大和郡山市高田町137番地４、住民票上の前住所奈良県生駒市鹿畑町1197番地１
債務者　鵠　　泰一（旧姓奥谷）
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
奈良県大和高田市田井新町５番８号
債務者　北川　悦子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
奈良県香芝市良福寺197番地の25
債務者　垂門　　茂
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５９号
静岡県掛川市下俣南２丁目12番13号　ルイボステー１―305号室
債務者　田中　千里
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前11時45分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
静岡県掛川市下俣南２丁目12番13号　ルイボステー１―305号室
債務者　田中　達人
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前11時45分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第１号
静岡県菊川市嶺田3948番地の２
債務者　杉田　京子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前11時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

破産終結

平成１６年（フ）第１８０号
岩手県奥州市江刺区南町５番10号
破産者　株式会社佐藤技建
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は、破産管財人の任務終了による計算を承認し、終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１９６号
山口県山陽小野田市大字東高泊2228番地７松岡アパート207号、開始決定時の住所山口県山陽小野田市大休団地15番６号
破産者　瀧口　正喜
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２０年（フ）第２２４号
宮崎市高洲町290番地８、住民票上の住所宮崎市高洲町289番地４
破産者　吉本チエ子
1　決定年月日　平成22年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３１９号
大分市舞鶴町２丁目３番15号
破産者　石渡　智子
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第３２５１号
名古屋市守山区元郷２丁目810番地
破産者　株式会社鬼頭
1　破産債権の届出期間　平成22年３月５日まで
2　一般調査期日　平成22年４月13日午後１時30分
平成22年２月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４９４号
広島県安芸郡海田町南幸町11番33号
破産者　柿谷　恒生
1　破産債権の届出期間　平成22年３月11日まで
2　一般調査期日　平成22年５月11日午後４時30分
平成22年２月９日
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１００３号
堺市東区北野田531番地29、前住所堺市美原区南余部132番地６
破産者　織原　　泰
1　破産債権の届出期間　平成22年３月12日まで
2　一般調査期日　平成22年５月20日午前10時30分
平成22年２月９日
大阪地方裁判所堺支部破産係